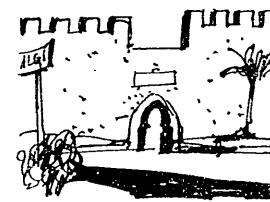


老齢の諸問題

Arnold Sixer※ (スイス)

本稿には、連邦議会の唱導に基づき、老齢対策財團によって設けられた、老齢問題にかかる調査委員会の調査結果が、示されている。

報告の全文には、以下の標題が含まれている。すなわちこれらは、(1) 全人口と市民の老齢化、(2) 老齢者の経済状態とかれらの財政的保障、(3) 老齢者の住宅問題、(4) レジャー、および援護と世話の対策である。これらの中で、本稿は第2章だけを取りあげている。検討の対象とされる老齢者のうち、第1のグループは 老齢な賃金取得者 で、かれらは今まで社会政策の中で早急な対策を要する主要な人びととされており、かれらの問題は、



自営業者と非被用者の問題と基本的に違っている。なぜならば、老齢な賃金取得者は、仕事から引退するのが、主として使用者とかかわりをもっており、また、その結果、経済的な状況ともかかわりをもつからである。しかしながら、今日では、選択により他の雇用が容易に発見され、スイスの経済的立場として示される長期的予測は良好で、また、これらの状況にあって、委員会は、景気後退の場合には、各種の手段があらかじめ講じられると考えているが、賃金取得者を援助するなんらかの政策が、労働能力を維持し、かつ不意に襲ういかなる苦境をも、除去するように考慮されるべきである。退職と退職年齢の問題は、社会保障に対する政府の規定により、ま

た企業の年金保険制度によって、影響を与える。保険制度を採用していない企業には、なんら年齢制限がないし、労働者たちの意見は異なり、保険制度をもっている比較的に少数の企業は、さらに所定の退職年齢に同意する立場をとっている。委員会は、最終的には、可変的な退職年齢に賛成することを決定した。パートタイムの雇用では、年金に対する収入の関係が、労働の継続ということで、退職年齢の問題を解決するかも知れない。また、この問題にかんする結論は、給付を支払う企業外の就労による減額を除き、しかも、同一企業内における労働の継続や退職の延期に対する増額を加えて、年金が支給されるべきであるということであった。長期的な目的は、労働能力と関連させて労働に支払われる賃金に、すでに取得した年金を支払うことであるべきだ。

手工職人と小企業の経営者は、絶えず変化しており、かつ広範に広がっている。また、弱小の手工職人がもっているそれぞれの環境は、困難なものから比較的に楽なものまでに

またがり、大幅に異なっている。これら的事情があるので、各人のニードを評価することは困難である。より老齢のある自営の手工職人は、当人の仕事を譲る場合に、家族の住む世帯から離れる傾向が、農民よりも強いようである。これらの人びとには、なんらの年齢制限もないし、かれらの引退は、通常では、徐々に行なわれている。1964—65年に、セント・ゴール大学 University of St. Gall のスイス技能研究所が行なった調査は、一般に、老齢な手工職人が満足すべき状態にあり、かつ、貧困に対する手段が、主として、貧困な環境におかれた単身女子の場合に必要とされている、ということを示している。

スイス農民組合と山岳農民グループによる調査の援助を得て、平地と山岳地帯の農民にかんする調査が別々に行なわれ、その報告が発表された。農民は農地を売ったり、あるいは次の世代に譲り、かれらが農地で生活を続けられなくなったとき、主要な問題が生じてくるということが、多くの例から明らかとされている。老齢年金を取得しながら、若い後

継者と一緒に生活している人びとは、明らかに快適である。39%は別なフラットをもたないで、一緒に生活し、17%は別々な世帯をもつ農地で生活し、わずかに9%が食物や住居のために、農場主に現金を支払わねばならないというだけであった。山岳地帯では、老齢な農民が現金の貯えをもっている例はまれで、老齢年金はかれらにとって不可欠であるが、しかし、その年金は不十分で、多数の者は年金補足か、または老齢対策財団からの扶助に依存している。

自由業の専門家に属する自営業者は、当人の仕事を自由に計画し、なんらの年齢制限ももっていない。老齢時におけるかれらの立場について調べる調査が、26団体で行なわれ、多数の人びとは、少なくとも当人の仕事の一部で使用者をもっており、健康的許すかぎり仕事を続け、たとえ当人の収入が減少しても、専門的な仕事で、かれらは満足すべき状態を維持しているということが、発見された。老齢時に、かれらは私的な保険や年金に依存している。たとえば、医師、法律家、建築家の

あいだでは、ひとつの保険制度から他の制度への自由な移動が必要である。なんら稼得活動に従事していない人びとについては、多数の人びとが私的な手段をもっているが、当人たちの社会保険年金、もしくは夫の社会保険による年金に依存する人びとも多い。結婚した女子や家庭にいる娘が、働いていないわけではないことは、確かであるが、通常では、かれらはなんら賃金を受けていないし、また、当人自身で将来の準備をすることは不可能である。年金年齢の病弱者は、補足的な給付を受けている退職した人びとであるが、しかし、より若い病弱者の立場は、生活が困難である。

調査委員会も、老齢者にある品位を与えられた生活水準や、また、老齢者、とくに稼得活動のできない人びとに、生存に必要な現実的な手段の提供に要求される消費水準を検討した。私的な保険もしくは貯蓄とは別に、かれらが得ている生計の資は、なんらかの補足的給付をあわせて支給される社会保険年金、疾病、災害もしくは廃疾に対する給付、軍人

保険および家族手当からなりたっている。委員会は、老齢者が適切な保護を受けていないし、また、疾病保険制度が、私的な手段をもっている人びとに要求されている、という意見をもっている。かれらの結論は、リハビリテーションに対する年齢制限の廃止、災害保険と予防、なんらの援助をももたない病弱者に対して、手当を支給する方法の改正、一般的な経済状態に対応する諸給付の調整、および租税免除を提案した。私的な保険制度の成長にともない、扶助の要請は、従来より少なくなったことが注意されているが、しかし、私的な各保険制度間における自由な移動の必要が強調されていた。

老齢者が適切な生活をすることができるかどうか、の問題については、委員会はなんら確実な結論に達していないが、生命の維持に必要な最低限を保障するように配慮された老齢保険と補足的給付に、より一層の発達を勧告した。州 Canton と連邦政府との関係における調整とは別に、ある組織が必要とされ、これは老齢対策基金の拡大、再編成および助

成金提供の形をとるかも知れない。

※連邦社会保険庁の前長官

Problems of Old Age in Switzerland, "Les

problemes de la vieillesse en Suisse", R.C.C.,

No. 8-9, August-September 1967, pp.315-331, and

No. 10 October 1967, pp. 385-390; No.55. '68.

家族手当制度の発達とその傾向

Giovanni Vasella (スイス)



本稿には、第2次世界大戦以後における、スイスの家族手当制度について、発達してきた各種の変化が述べられている。

社会保険制度の中で、家族手当制度は、最も新しく発達した部門である。厳密な表現では、家族手当の支払いは、1943年に開始されているが、家族手当の本当の概念は、かなり遅れて現われ、容認されたのは遅い。基本原則に、次のようなある問題があった。すなわち、新しい制度の採用には、賃金というもの

が提供されたサービスの価値に基づくものである、という基本原則からの離脱を意味するという印象が、除去されなければならなかつた。また、その当時では、一般的に用いられていた賃金率は、高い水準でスイスに定着されていた。かくして、長年にわたり、「労働者に対する財政的援助」という婉曲な表現の用語が用いられた。そのときいらい、家族手当の概念が、完全に容認されてきた。その概念は、家族を養育する負担を分担するある制度の採用を求めながら、賃金が労働の価値に